

2025年12月吉日

お客さま各位

豊田信用金庫

タブレット端末を使用した「電子サイン」導入のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、当金庫ではタブレット端末を使用した渉外活動を行っておりますが、このたび渉外担当がお客さまから現金や通帳・証書等をお預かりする際に発行しておりました「受取書」の発行に替えて、「電子サイン」を導入いたしました。

「電子サイン」は、システム管理によるお客さまの利便性向上ならびに安全性を確保するものであり、ペーパーレス化（エコ）にも繋がります。

本システムの導入によりお預かり物等の厳格な授受管理を行って参りますので、ご理解、ご協力のほど何卒お願い申し上げます。

記

1. 導入開始日 2025年12月12日（金）以降順次
2. お客さまから現金・通帳・証書等をお預かりする際の手続きについて
 - (1) タブレット端末による「電子サイン」は、お取引内容とご署名を電子的に管理し、「いつ」「どこで」「誰と」「どのような取引をしたか」を明確にいたします。
 - (2) 電子サインの際には、タブレット端末の画面上で、お取引の内容に間違いが無いことをご確認いただき、ご署名いただきますようお願い申し上げます。
 - (3) 定期積金の現金掛込においては、証書への領収印の押印が授受となりますので、「電子サイン」等の手続きはございません。回次と掛込月をご確認ください。
 - (4) 入金帳での入金手続きでは、入金帳へ明細票の添付を行いません。入金帳ご利用のお客様でも、ご署名（電子サイン）をいただきます。
3. お客さまへ現金・通帳・証書・書類等をお届けする際の手続きについて
「電子サイン」を使用した取引に対する現金・通帳・証書等のお届けの際は、授受を明確にするため、ご署名（電子サイン）をいただきます。

※「電子サイン」の利用について、ご不明・ご不審な点がございましたら、お取引店舗または、下記へご連絡をお願いいたします。

豊田信用金庫 営業統括部
電話番号：0565 - 31 - 1616
(平日 9:00 ~ 17:00)